

## 第9章 到達点・成果と今後への課題

1. 短期目標～10年以降も取り組むべきこと
2. 中長期目標～次に生きる支援ネットワークをめざして

本章では、愛知県被災者支援センターの経験を、今後の支援ネットワークにどのように活かすかについて、短期目標と中長期の目標を示す。



「子ども被災者支援法」説明会



「私たちの抱えている問題と支援を考える」  
～当事者と支援者で話し合いませんか～



第5回 名古屋市・大交流会

## 第9章 到達点・成果と今後への課題

執筆者・文責：栗田暢之（センター長）

### 1. 短期目標～10年以降も取り組むべきこと

#### (1) 引き続きの支援

2011年6月13日の開設以来、避難者からの相談を待つだけではなく、避難者が相談しやすい場の提供はもとより、むしろ声があげられない、あげづらい方々にこちらから積極的に声がけて、必要な支援につなげてきた。その生の声からは、震災から10年が経過するも、この月日の中で、疾患や持病の悪化、死別、離婚や別居などの家庭環境の変化、子どもの成長に伴う学費等の出費の増加、高齢化に伴う孤独や孤立、コロナ禍の影響による収入減などにより、さらに不安定な生活が続いている方も少なくないことを把握している。また、2020年度に当センターが実施したアンケート調査から、「現在、生活で困っていることはありますか」という問いに、42.7%が「ある」と回答し、その相談先は「愛知県に住む知人・友人」「愛知県に住む家族・親族」「医療機関」、そして、「愛知県被災者支援センター」に集中していることがわかった。

こうした現状から、支援が必要な方や積極的に見守り続けるべき方を中心に、引き続き官民連携のもと、10年目以降も支援の継続を行うこととした。なお、同アンケートで、「これからの支援」について、希望する内容を尋ねたところ、「支援情報を入手したい」「市町村の相談窓口を知りたい」「支援団体や専門家の相談窓口を知りたい」が上位を占めた。このことから、避難先の市町村との連携強化やニーズに沿った支援のつなぎ先を充実させていくなどを強化していきたいと考えている。

#### (2) 「愛知県版災害ケースマネジメント（仮）」としての明文化

当センターで培われた「多様な支援主体の集結」は大きな意義と成果があった。このことは、2016年鳥取県中部地震を機に県が条例で制度化したことで知られる「災害ケースマネジメント」の取

り組みを、当センターが結果として実践していたとも言える。総務省『災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視—被災者の生活再建支援の視点から—結果に基づく勧告(勧告日:令和2年3月31日 勧告先:内閣府)』の中では、以下ののように、その有益性が紹介されている(「3 避難所閉鎖以降の被災者の把握・支援」P53)。

#### ② 複合的な課題を有する世帯への支援

被災者は、住まいの再建に加え、健康、福祉、就労、住宅ローン等生活再建上の様々な課題を複合的に抱えている場合が少なくなく、このような場合には、関係機関は多岐に及ぶ。複数の課題を有する被災者に対しては、東日本大震災以降、被災者の個別の状況を聞き取り、関係する機関や民間支援団体等が連携して支援を行ういわゆる「災害ケースマネジメント」の手法を採る都道府県及び市町村がみられる。このような取組を行った都道府県及び市町村では、住まいの再建方策が未定の世帯への支援のほか、生活資金等の問題がある場合には専門家の紹介や、福祉的な支援が必要な場合には福祉部局も交えた支援の検討を行うことなどにより、在宅被災者の住まいと生活の再建に向けた支援を効果的に進めている。

これまで当センターが取り組んできた個別対応の中には、高齢独居や生活困窮、外国人世帯などに対して、まさに「関係する機関や民間支援団体等が連携して支援を行う」様々な取り組みを実践してきた。このことから、広域避難者支援における「愛知県版災害ケースマネジメント（仮）」として明文化しておくべきだと考えている。言うまでもなく、この問題は全国的な課題であることから、愛知県の実践を広く紹介していくことで、今後、他地域への参考事例として活用され、避難者支援がより有益に推進されることにつながりたいと願うからである。

## 2. 中長期目標～次に生きる支援ネットワークをめざして

### (1) 愛知県被災者支援センターからの引き継ぎ

「はじめに」で触れたように、当センターは、「官民連携」「多様な支援主体の集結」「財源の確保」により成り立っている。しかし、特に財源については永久的に継続されるものではないことは承知している。一方で、避難者が抱える「健康・住まい・就業・就学・子ども・暮らし・地域コミュニティ・賠償」等の諸課題が、どの時点で「解決された」となるのかは誰にもわからない。震災から10年を機に、改めて「復興とは何か」が問われる中、特に原発事故からの避難者の「人生を返して」「私たちの存在がなかったことにされるのが一番悔しい」との言葉からも、今後完全に課題が解消されるとは考えにくい。従って、その時点でなお残る必要な支援については、当該者に個人情報扱いに関しての同意を得た上で、NPO等が引き継いでいくことも考えておきたい。

### (2) 南海トラフ地震に向けて

周知の通り、この地域では南海トラフ地震の近い将来の発生が危惧されている。その際にも、当センターが育ててきた「多様な支援主体」が支援活動に生かされるよう、ネットワーク化・組織化を推進すべきだと考える。ただし、南海トラフ地震が東日本大震災と違うのは、愛知県自身が被災地になること。つまり、想定されるケースとしては、愛知県から他県への避難、愛知県内でも被害が甚大な地域から被害の少ない地域への県内避難、また、南海トラフ地震の被害は、愛知県のみならず、主に太平洋側の全域に及び、東日本大震災をも超える想定が示されていることから、他県から愛知県への避難も考え得る。従って、現状の支援主体だけでは不十分であることは明らかである。また、県民が避難した場合の対応については未経験であり、今回避難者がなかった市町村にとっては、受け入れの経験知にも乏しい。

従って、官民によるさらなる課題認識の共有やその体制の整備に加え、民間側のより多くの人材や組織との連携、さらには、新たな発掘や育成を図っていくことも求められる。互いに学ぶ機会や

一緒に対応を考える「場」づくりなどは必須だと考えるが、これは災害発生前に進めなければならない。南海トラフ地震までの時間的猶予を鑑みると、より多くの方々の顔に見える関係の創出と、ネットワーク強化は迅速に進めなければならない。

すでに、愛知県地域防災計画には、以下の通り、「多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する」と明記されている。これは、県内での被災者支援の体制強化をうたったものであるが、東日本大震災当初の「全国的にも広域避難者への支援は後回しになる傾向があった」という反省を踏まえると、避難者も対象としておくことは忘れてはならない。

第2編 災害予防／第1章 防災協働社会の形成推進／第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携／6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携  
県及び市町村は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

加えて昨今は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大が新たな難題をもたらしている。支援体制は自ずと「地域主体」にならざるを得ない一方で、南海トラフ地震の場合は、愛知県のみならず、東海圏や中部圏、さらには全国域との連携を視野に入れておかなければ、とても太刀打ちでき

そうにない。課せられた宿題は山積する一方であるが、当センターの失敗を含む数々の経験と実績が、災害時に本当に生きる支援体制の構築のさらなる発展に寄与できることを願ってやまない。



あま市・絵手紙贈呈式



あま市小中学生から心温かい絵手紙